

「宇部市立小中学校の適正規模及び適正配置についての答申（案）」
パブリックコメントの実施結果について
（案）

1 実施概要

（１）意見募集期間：令和５年１０月２０日（金曜日）から令和５年１１月２０日（月曜日）

（２）意見提出者数： 12 人

（３）意見数： 35 件

2 答申案に対する意見とその対応

項目	件数	対応区分			
		A：ご意見を踏まえて 答申案に反映する もの	B：ご意見の趣旨が既 に答申案に反映さ れているもの	C：計画策定等今後 の参考にするもの	D：その他
答申案全体に関するもの	4			2	2
1 はじめに	0				
2 本市の将来推計人口	0				
3 宇部市立小中学校の現状と 将来予測	0				
4 学校のあるべき姿と実現に 向けた取組	15	1	5	2	7
5 学校のあるべき姿を実現 するための学校再編	9		2	4	3
6 学校再編を進めるにあた っての付帯意見	5			4	1
7 その他の意見	2			2	
合 計	35	1	7	14	13

3 意見とそれに対する考え方

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
答申案全体に関するもの					
1		再編や廃校の全国的な流れを止めるべきだと思います。少人数ならではの特色を活かした教育活動をもっとPRすれば、魅力をわかってくれる人は、潜在的に多いので、児童生徒数は増えてくるのではないのでしょうか。 まずは、情報をもっと行き渡らせることだと思います。マスコミや講演会、あらゆる手段を存分に講じていただきたいです。	小規模校では、それぞれの特色を生かした教育活動が実施され、地域とのつながりも強いことから、当面の間、北部地域の小学校についても存続し、行政と地域が一体となり、児童数を増やしていく取組を実施していくよう、付帯意見に示したところです。		C
2		私が育ち、通った厚東小学校の当時のメンバーは、今でも声を掛け合い集まり、支えあい助け合っています。そんな仲間がいるのも、厚東小学校で過ごした時間があったからだと思うと同時に、厚東小学校でしか作ることのできなかった絆があり、それを支えてくれた私たちの保護者、そして地域の方々がいたからだと思います。そういった人の声を一人でも多く、一つでも多く聴いて向き合ってください。 小学校・中学校は私たちがそうであったように、今の子どもたちにとっても「原点」となる場所です。その「原点」を少数の意見や、短期間での決定に基づきなくなったり、変わることは断固として反対します。 「知らなかった」「もっと早くいつてほしかった」といった声が上がることがないよう慎重にしっかりと向き合っていただき、進めなくてはならないと強く思います。 この募集期間中に、厚東小学校の卒業生に声を掛け合い意見をまとめ提出する予定ではありましたが、まとまりきれませんでした。まとめたものを後日提出させていただけたらと思っています。期限内にできなかったことには申し訳ないと思いますが、どうかご理解いただきもっとたくさんの意見を聞いてください。	(教育委員会で回答)	パブリックコメント募集終了後は、手続きに則った、意見と考え方についての公表等はいませんが、ご意見については、随時受け付けています。また、今後、答申案を踏まえて計画を策定する際は、さらに周知を行うとともに、計画実行段階においても、保護者や地域住民の方々と議論を十分にを行いながら、合意形成を図っていきます。	D
3	P9 P14 P15	「小野中廃校」に当たって、小中一貫校の義務教育学校への要望をもって、存続嘆願したが、時期早々として、廃校を余儀なくされた。 その時、小学校の廃校も時間の問題と言われたが、特認校制度などで、頑張っておられる。この度の答申に、市街と北部地域に分けられて論じられているのに期待する。 この度のアンケートにも ①こまやかな教育が受けられる ②他校との交流連携が深められた。などの回答が多いのうなづける。小さな規模の学校の課題への配慮もありがたい。 ③通学支援は山村通学（特認校へ）のスクールバスや交通費軽減の平等に配慮の充実を期待 ④小規模校への配慮に地域や市長部局、教育委員会が一体となって取り組まれることへの提言の実現を切望する。 5年後、10年後のますますの変化に対応される準備を期待する。	(教育委員会で回答)	適正化の推進による学校の統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、答申書の付帯意見を踏まえた児童生徒数の増加につながる、特認校就学制度への通学支援や移住定住策の推進などに、市長部局や教育委員会が地域と一体となつて、取り組んでいきます。	C

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
4		中学校区が新川・小羽山地区のように2地区の小学校からできている地域では地域の行事等において児童・生徒を中心とする活動・行事で中学生が関係するものでは、十分な話し合いが必要であり両地区の自治会・コミュニティ活動がうまく連携をとる必要が出てきます。小中学校の適正規模及び適正配置を考える場合、これまでの24地区（以前は校区）のことも考えて適正配置を検討する必要があると思います。	審議会では、「義務教育9年間を見通したつながりのある教育の提供」を「学校のあるべき姿」を実現するための重要な要素の一つと考えており、児童生徒数の減少等に伴う適正化に当たっては、小中一貫校による中学校区単位で推進していくことを提言しています。そのため、コミュニティ・スクールや地域づくりの在り方にも係わってくることから、地域の中でもしっかりと議論を進めていただき、児童生徒や地域にとって魅力ある学校の将来ビジョンを描いていかれるよう、付帯意見として提言しています。		D
4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組					
5	P5	「学校のあるべき姿」について、学校の規模、児童数がある規模に達していなければ、子どもは社会性を育むことができず、変化の激しい社会の中であって、自らが主体的に社会にかかわりあうことができず、向上心をもって学ぶことができず、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高めあっていく「共存同栄」の精神（こころ）で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すことはできないのでしょうか。 我が子が通う吉部小学校の全校児童は現在24名です。全校児童は朝、休み時間、掃除、下校時、会話は誰とでもします。上学年は下学年を気にかけ、いたわり時には注意します。一方で、下学年も上学年に対して時には意見を言う子もいます。年齢にかかわらず、互いの人格を尊重し、対等な関係性を築いているからです。 これからの時代を生きる子どもたちに必要とされる能力の一つではありませんか。年齢を超えたコミュニケーション能力や自分を表現する力は、むしろ人数が少ないほうが圧倒的に勝ると実感しています。自分の得手不得手に関わらず、そういう場が与えられるからです。 また、教員にも多様なセンスがあり、向き不向きがあると感じます。小規模校での学びのスタイルや、子ども一人ひとりとの関わりの濃さが、教師としての充実感を得られる方もおられると思います。クラス替えができれば人は成長できるのでしょうか。クラスや学校の規模を大多数の方が考える「普通」「適正」に合わせれば、子どもも教員も幸せになれるのでしょうか。 子どもも教員もそれぞれが安心して自分らしく過ごせると思う環境で、学びあい、教えあう。そこで培われた自己肯定感、充実感、自分という存在はこの世界にいていいんだと感じられる、そのこと自体が、今を、これからを生きる誰しにも必要な精神「こころ」だと思います。 子どもたちの吸収力は、街も田舎も変わりません。だからこそ、小規模校でできることにチャレンジして欲しいです。	文部科学省では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしています。 また、小中学校の学級数は、「12学級以上18学級以下」を標準としています。 本審議会においても、学校においては、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えていますが、小規模校で学ぶことのメリットについても、保護者や地域の方々のアンケート結果などから把握させていただきました。 そのため、望ましい学校規模の基準については、市街地地域と北部地域で別々に設定し、さらに、北部地域については、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により、教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していくとしているところです。 しかしながら、同一学年に複数の児童がいない状況は好ましくないと考え、学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進していくとしたものです。		D

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
6	P5	「学校のあるべき姿」に対する現状と課題の中に、いま学校教育の中で社会的に問題になっている「いじめ」・「不登校」・「教員の精神疾患の増加」・「授業が成り立たない問題」などが全く触れていません。これらの問題は学校の適正規模と関係は無いのでしょうか。 また、適正規模として「学級数」だけが取り上げられているが、 $\text{全校生徒数} = \text{学級数} \times \text{クラス人数}$ なので、適正規模を論ずるときは「クラス人数」も併せて論じなければいびつな議論となると思います。「クラス人数」を減らせば「学級数」は増えます。	教育委員会では、現在、令和4年(2022年)3月に策定した第2期宇部市教育振興計画に基づき、「いじめ・不登校」など様々な教育課題の解決に向けた施策を展開されています。 本審議会には、その施策の中の一つである、児童生徒数が減少する中、子どもたちに最適な教育環境を整えるため、「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取り組みについて」教育委員会に諮問されたものであり、人口減少社会の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を提供する観点から「学校のあるべき姿」を定めたものです。 また、1学級の児童生徒数については、国の基準に基づき、県が決定していますので、本審議会においては、県が定めている基準をもとに、学校規模について検討しています。		D
7	P6	「学校のあるべき姿」では、最初に「多様な考え方に触れ、」とありますが、どんな場面を想定しているのでしょうか。 私の体験では、少し成長した中学生になった時だから、環境が違った新しい友と交わり、意見の違う多様な考え出合い、吸収し、折り合いをつけ、疑問を感じたり、人として成長したように思います。中学校で複数校の小学生が出会うのはプラス面が多いと思います。	文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの中で、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしています。 小中学生ともに、一定の集団規模の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨しながら身につけていく、他者の視点に対する理解や共感、自己肯定感の育成など、発達段階に応じた成長があるものと考えています。		D
8	P5	「学校のあるべき姿」の理想形として「同一敷地内にある小中学校」とありますが、再考願いたい。小学校・中学校を同じ敷地に建てることは、一番の成長期である9年間を同じ環境で過ごすことになり、刺激の少ない「学校生活の惰性」に繋がるように思えます。 また、小学1年生と中学3年生では、体格的にも精神の発達状態も甚だしく異なります。家庭の中や近所の小人数での接触でなく、不特定多数の中で小学1・2年生と中学2・3年生が交流するのを推奨されるのでしょうか。その理由は何でしょうか。	小中一貫教育は、小中学校の教員と地域がともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的教育を目指すものであり、そのメリットとして「中一ギャップの緩和や解消」、「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。 特に施設一体型小中一貫校は異校種がより身近なところに設置されることから、異校種・異学年の児童生徒の交流が深まり、上級生が手本となろうとする意識の向上や下級生が上級生にあこがれる気持ちの向上などにより、小中一貫教育の効果がより高まるものと考えています。		D
9	P5	小中一貫教育を推進していくために、「地域の特色を活かしながら」とありますが、北部地域はともかくとして市街地地域は、ほぼ似たり寄ったりではないでしょうか。各校のランドデザインを見ても、一部校を除いて地域の特色は示されていないように見えます。学校名を変えても十分に行えるように思います。ランドデザインは、やらなければいけない学校教育の強調点の違いが主であり、これが変わると生徒が混乱しますか。これを理由に「進学先が分かれる小学校の解消」は、説得力を欠いているように思います。	本市の小中学校では令和2年度から小中一貫教育が導入されていますが、進学先が分かれる小学校においては、どちらか一方の中学校と連携することとなるため、連携先でない中学校に進学する児童については、9年間の系統性・連続性のある教育活動を提供・充実していくうえで課題があります。 そのため、一つの小学校からは一つの中学校へ進学するよう環境を整えることで、すべての児童にとって小中一貫教育の効果が高まるものと考えています。		D

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
10	P6	小中一貫教育は小野は先人の方達がそれを願い、学校建設をとされていきました。教育委員会の一方的な内容で、廃校になりました。故郷を愛し、宇部・国を愛する教育を外的なことだけでなく、地域を知り納得を得ての行動をお願いします。 複式は複式の良さがあり、少ないが由に自分の意見をはっきり言え、低学年から高学年一緒に交じり遊び、先生、大人とも何でも話しができます。	北部地域については、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により、教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していくとしているところです。 しかしながら、同一学年に複数の児童がいない状況は好ましくないと考え、学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進していくとしたものです。適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図られるよう、付帯意見に示しているところです。		B
11	P6	これまで進学先が選択制になっている自治会（班）は、通学距離の問題で選択制がとられているように思えます。中学校の通学距離を6km以内という基準を持つてくると、おおむねクリアできそうですが、敢えて解消することが必要でしょうか。	今回の再編案は、学校選択制の実態に即した改編としており、一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう中学校の通学区域を見直すとともに、その見直しを先行して行うことで、小学校における学校選択制の必要性もなくなることから、将来的には廃止していくように提言するものです。		D
12	P6	「社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準」とありますが、問題を含む定義づけと感じます。逆を言えば、「一定の集団規模」がなければ社会性を育むことができないとなります。これは現実おかしいし、そんなことはありません。もし北部地域であるならば大問題で真っ先に手を付けなければならない課題となります。「社会性を育む」のは児童生徒の集団規模だけでなく地域社会との関わりなど多面的要素があると思います。 「一定の集団規模」は生徒数規模（学級数）だけでなく地域の状況に合わせて柔軟に考えなければいけないと考えます。	文部科学省では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしています。 また、小中学校の学級数は、「12学級以上18学級以下」を標準としています。 本審議会においても、学校においては、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えていますが、小規模校で学ぶことのメリットについても、保護者や地域の方々のアンケート結果などから把握させていただきました。 そのため、望ましい学校規模の基準については、市街地地域と北部地域で別々に設定しているところです。		B
13	P6	クラス規模も大変重要で、アンケートでも「きめ細やかな教育」を期待しているものが多く、臨機応変に10人や15人クラスも認められることが必要だと思います。	1学級の児童生徒数については、国の基準に基づき、県が決定していますので、本審議会においては、県が定めている基準をもとに、学校規模について検討しています。	現在、学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っています。特に「個別最適な学び」を進めるためには、これまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細やかな指導・支援の充実が必要であることから、この点について、引き続き、教職員研修を進め、指導・支援の充実を図ってまいります。	C

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
14	P8 P9	北部地域については、人口が少ない地域のため、当年は0人だが、翌年は3人入学するなど、年度による入学者数の増減比率が著しいという特徴があります。 現在、こうした状況は複式学級により対応するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応がなされているところで、今後も柔軟な対応を継続されるようお願いするとともに、学級数や学級内の人数による適正規模校の対象とされないようお願いします。	国においては、学校規模の標準を小中学校ともに、「12学級以上18学級以下」と定めています。 本市では、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要と考え北部地域の小中学校の望ましい学級規模を6学級以上としたところから、通学距離が配置基準を大幅に超えていることから、北部地域の小学校については、当面の間は、現在の学校を維持していくとしたところですが、猶予期間経過後、学校全体で12人未満の見込みとなった場合には、小規模校のメリットを生かした教育環境の維持も困難と見込まれることから、適正化を進めていくことが必要と考えています。		D
15	P8 P9	北部地域の望ましい学校規模の基準が1学年1学級以上ということですが、私自身が、長男の入学前には複式学級に多いに大きな不安を感じていましたが、長男、次男ともに小学校6年間を本当に幸せに包まれながら自己肯定感を高めながら過ごせていました。でも複式学級は、望ましい学校規模の基準に当たらず、5年後には「適正化」の検討対象になるかもしれないですね。もちろん、子どもが、どんなに少なくなろうと小学校は存続すべきと思っているわけではありません。ただ、本当に丁寧に、慎重に議論がなされるべきだと思いますし、街の子どもやその保護者の皆さんに、小規模校という選択肢をもっと身近な選択肢だと感じてもらえるように、校区外からも通いやすい施策を考えることも、大事な事だと思います。	北部地域については、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により、教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していくとしていたところから、同一学年に複数の児童がいない状況は好ましくないと考え、学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進していくとしたものです。適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図られるとともに、児童生徒数の増加につながる、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに、地域や市長部局、教育委員会が一体となって取り組まれるよう、付帯意見に示しているところから、		C
16	P8 P11	中学校の通学区域を優先的に見直すとはありますが、P6の現状と課題及び資料6には琴芝小学校などのことが問題だと分析されています。通学距離は小学生の方が、影響が大きいと思われますので、小学校区の見直しも併せて行うのがいいのではないのでしょうか。	一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、中学校の通学区域を見直す際には、本来の就学先より学校選択制による就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行うものとしていますが、その旨を分かりやすくするため小学校通学区域の変更案について追記します。		A
17	P8 P11	一つの小学校からは一つの中学校の通学とありますが、資料6によれば、具体的には鶴ノ島小学校を指しているのですか。全員を桃山中学へ行かせるのですか。P11には常盤小学校・琴芝小学校もあるようですが、資料にはありません。なぜですか。	資料6は学校選択制の利用により、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている状況を確認した資料として添付したものです。 進学先が分かっている小学校はP11に記載のある常盤小学校、琴芝小学校、鶴ノ島小学校になり、再編案については、P12にあるとおり、常盤小の児童は全て西岐波中に進学、琴芝小の児童は神原中に進学、鶴ノ島小の児童は全て藤山中に進学する案を提言しています。		B

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
18		「望ましい学校規模」について、確かに児童数が少なすぎることに問題はあると思いますが、私自身が、小学校当時は1学年30名いませんでしたが、他の学校と比べて学年全員、学校全体が一つになれるような感覚もあり、地域の方たち、保護者の皆さんが子どもたちを支えてくれ、たくさんの行事を取り入れてくださいました。「少人数」だからこそこできることも多くあることに間違いはありません。少なすぎて子どもたちが楽しくないと感じたりすることは避けてあげないといけないことだとは思いますが、「望ましい学校規模」＝「児童数」ではないと思っています。北部地域の児童数を少しでも増やすために、特認制度の周知をもう一度強化することや、その地域に移住者が増えるような支援を、県や市でもう少し考えていただけると地域活性化にもつながり、「望ましい学校規模」につながるのではないかと思います。	国においては、学校規模の標準を小中学校ともに、「12学級以上18学級以下」と定めています。本市では、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要と考え北部地域の小中学校の望ましい学級規模を6学級以上としたところです。さらに、通学距離が配置基準を大幅に超えていることから、当面の間は、現在の学校を維持していくとしたところです。また、猶予期間においては、児童生徒数の増加につなげる、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに、地域や市長部局、教育委員会が一体となって取り組まれるよう、付帯意見に示しているところです。		B
19		学校のあるべき姿の実現を目指して学校規模の適正化や小中一貫教育の推進を優先するあまり、最寄りの学校に通えない児童や生徒が出てしまうように感じます。学校選択制を廃止する以上は、通学者の心情に寄り添い、学校の配置を納得感のある形にしたいと思っています。	このたびの通学区域の変更案については、学校選択制利用者の実態に即した変更案を示したのですが、見直しにより通学距離がこれまでより、遠くなる児童生徒もいることから、遠距離になる場合の通学支援や通学路の安全対策の強化について、付帯意見で提言しています。		B
5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編					
20	P11	小学校の通学区域の見直しについて、選択区域だけでなく再編候補以外にも抜本的見直しが必要と考える。	市内の学校の規模や老朽度は様々であることから、抜本的な見直しを一斉に行うことは困難と考え、このたびの再編案については、課題解決に向けた取組の方向性の①小中一貫教育の推進②望ましい学校規模の確保③学校施設の整備に沿って、まずは小中一貫教育の推進のために進学先の分かれる小学区の解消を図り、令和10年度における児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たしていない学校について、学校施設の老朽度を見極めながら小中一貫校を新設し統合していく案を提言したところです。		C
21	P11	常盤小全区の西岐波中に進学した場合の課題で公共交通機関の利用などがあるが、厚東川中・楠中では教育委員会の予算でスクールバスを運行しているが、2校の生徒との公平性はどう考えるのか。義務教育学校で自費で通学（バスなど）は、考えにくいので、補助金を出すのか、小学校の通学区域変更で解決するのか。	(教育委員会で回答)	常盤小の児童が全て西岐波中に進学するよう再編を行う場合は、通学方法や通学の安全について学校や保護者などと検討していくとともに、公共交通機関の利用が必要と判断された場合には、通学費の補助等についても検討していきます。	C

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
22	P11	見初小と恩田小は比較的近いので恩田小を中学校に、常盤中を小学校に変更し、琴芝・神原・見初・岬・恩田・常盤小学校の通学区域の見直しを行ったらどうかと考える。	本審議会では、近隣の小学校も踏まえた児童数の将来推計や通学距離、現施設の老朽度や小中学校の施設のの違いなど、多方面から検討し再編案について提案したものです。将来的には、常盤中、恩田小の位置も含めた検討が必要と考えています。		D
23	P13 P14	私は鵜ノ島小学校の卒業生であり、母校が無くなるのは寂しく感じますが、藤山に合併するのは賛成です。私の時代の鵜ノ島小学校は2クラスでしたが、それでも藤山中に進学した際は、クラスに鵜ノ島の子が少ないという寂しさと、藤山小学校出身の子どもの多さに威圧感を感じました。中学校名が藤山なので、鵜ノ島の存在感は凄く薄かったです。児童数が少ないと、体育などできる事も限られてきますし、お互いを高めあう事も、多種多様性も行事も色々な面で、少なくなると思います。校舎建て替えを機に、鵜ノ島小と藤山小中の統合に賛成です。私の子は間に合わないでしょうが、前進して欲しいです。鵜の島から藤山へは、車や高校生の自転車など交通量が多い通学路を通る事になるので、そこは親として心配です。	このたびの答申では、一つの小学校は一つの中学校に進学する通学区域の見直しや、小学校同士の統合は行わず、施設一体型の小中一貫校が新設された時点での統合を提言しています。母校がなくなることは寂しいことですが、中学校を核をした小中一貫校に夢をもって進学できるよう、新たな中学校区域で魅力ある学校の将来ビジョンを描いていただくよう、6の付帯意見で提言しています。また、通学距離が遠距離になる場合の通学支援や通学路の安全対策の強化についても、併せて、付帯意見で提言しています。		B
24	P14	北部地域の小学校については、適正配置の対象とされないことが第一と考えていますが、地域との協議等の中で、適正配置もやむなしと結論づけられた場合は、現時点で、厚東小、二俣瀬小、小野小のうち、児童の数が最も多いのは厚東小であり、費用面から考えても、新たな施設一体型小中一貫校を設置するのではなく、体育館や駐車場などを整備したばかりの、厚東川中を活用した小中一貫校の開設が望ましい。	(教育委員会で回答)	北部地域に施設一体型の小中一貫校を設置する場合は、通学の利便性や施設整備の費用面など様々な角度から検討し、設置場所等を決定することとなります。	C
25	P6 P14	ここ数年、次々に市内の学校の校舎や体育館が建て替わっているのを目にします。今までの更新は、どのように決められていたのでしょうか。 検討対象校に鵜ノ島小学校が上っており、施設一体型小中一貫校に併せた統合を行うと書いてありますが、これは、藤山地域に一貫校を設置することを前提とされているように見えますが、その場合鵜ノ島小学校の体育館の建て替えはなぜ行われたのかと、疑問になります。もう少し慎重に計画性をもった建て替えが必要なのではないのでしょうか。	(教育委員会で回答)	本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近く占めており、多くの施設で老朽化が進んでいます。そのため、今後10～20年間に、一斉に更新時期を迎え、維持・更新等に多額の費用を要することが想定されていたことから、令和3年3月に「宇部市学校施設長寿命化計画」を策定し、現在もその計画に沿って学校施設の整備を行っています。 鵜ノ島小学校の体育館については、耐震補強による耐震化が困難であったことから、平成20年3月に策定した「宇部市学校施設耐震化推進計画」に基づき、地震に対する児童の安全を確保することを最優先に建替を行ったものです。 新しい体育館については、答申案どおりに統合を進めた場合においても、地域の拠点施設として有効活用いただけるものと考えています。	D

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
26		琴芝、神原両小学校が交差点を挟んで立地しているのは大変奇異に感じます。通学の時間を考えると学校から２キロメートル程度以内が校区としてふさわしいのではないのでしょうか。中心部地区で現在児童数が少ないのは見初地区、鵜の島地区の人数が少ないのが顕著です。この両地区では学校の再編が必要だと考えます。中心地区以外の周辺地域ではこのように決めるのは難しいので、現状の学校配置でも良い（仕方のない）のではないのでしょうか。	神原小、見初小、鵜ノ島小は適正化の検討対象校としており、琴芝小の児童は原則神原中に進学するよう再編した上で、見初小、神原小、琴芝小、神原中の施設一体型小中一貫校の設置に合わせて統合を進めていくこととしています。 また、鵜ノ島小については全て藤山中に進学するよう再編したうえで、藤山小、鵜ノ島小、藤山中の施設一体型小中一貫校の設置に合わせて統合を進めていくよう、提言しています。		B
27		鵜ノ島小学校の児童の約７割が藤山中学校を選択していますが、同小学校が廃校になれば、小学校は新川の方が近く、中学校は藤山の方が近いというねじれが生じる人が多いのではないかと思います。新川小学校と小羽山小学校と桃山中学校を新川小中学校と小羽山小中学校に再編するのが通学距離としては理想的であると考えます。	小中学校の適正化を推進していく上では、通学距離が遠くなるケースもあることから、通学距離が遠距離になる場合の通学支援や通学路の安全対策の強化について、付帯意見として提言しています。 令和１０年度の児童生徒数の推計から、新川小・小羽山小・桃山中はこの度の検討対象校としていませんが、将来の児童生徒数は減少傾向にあることから、次期計画においては、近隣の小中学校との再編や、学校の設置場所等について検討が必要と考えています。		D
28		藤山中学校区で施設一体型の小中一貫校の設置を目指されているようですが、藤山小学校は用地が狭く、藤山中学校は水害の危険性が高いため、課題があるように感じます。	(教育委員会で回答)	敷地が防災面で相応しくないこと等は課題として認識していますが、代替用地の確保は大変難しい状況です。また、多くの施設が理想的な敷地に整備されているのではなく、実情に合わせて整備を行っています。答申案の通りに適正配置を行う場合は、施設整備基本設計の中で課題解決に向けた検討を十分に行っていきたいと考えています。	C

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
6 学校再編を進めるにあたっての付帯意見					
29	P15	現在も特認校制度の利用や移住促進のための空き家調査など、厚東地域では地域振興対策について、住民が一体となって活発に取り組んでいるところです。 しかし、空き家の利用に際しては制限が多いことが判明し、移住者の住居の確保について、その手法を再検討しているところです。 付帯意見に示されているように、市長部局及び教育委員会にもこうした取り組み、特に移住者の住居の確保について、ご助言いただきたい。	(教育委員会で回答)	北部地域については、まず、児童生徒数を増やしていく取組が重要であると考えており、特に移住定住策の推進については、市長部局と一体となり推進していきたいと考えています。	C
30		仮に数年後の児童数が減少することから学校統合をすることで、今以上に人口減少につながる地域が出てくると考えられます。特に北部地域では、実際に移住を検討したけど、近くに幼稚園（保育園）がなかったからやめたという声も聴きました。学校統合については、必ずしっかりと地域（現児童の保護者）などの意見も聞きながら進めてほしいと思います。厚東小学校では、地域と「厚東ならではの」の行事や授業を取り入れ、子どもたちの成長を保護者だけではなく、地域全体で考え、見守ることをしています。それは、5ページに記載してある【学校のあるべき姿】そのものなのではないかと思います。 学校教職員だけではなく、地域住民が授業を担当するなど工夫していけば、先生方の負担を少しは軽減でき、さらには子どもたちがいろいろな人と触れ合い考え方や視野を広げることもできるのではないのでしょうか。	(教育委員会で回答)	適正化の推進による学校の統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図っていくとともに、児童生徒数の増加につながる、特認校就学制度への通学支援や移住定住策の推進などに、市長部局や教育委員会が地域と一体となって、取り組んでいきます。	C
31	P15	「学校再編」と聞くと、小野小学校の児童が少なくなってきた今日、集合されるのではとの不安がよぎります。また、そのような雰囲気では若い家族が帰ってこないと思いますので、「…適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意を図られたい。」は、非常に大切である。地区がある限り、地区内に学校が当然あるべきです。	(教育委員会で回答)		D
32	P15	「…地域の中でしっかりと議論を進められるとともに、学校と地域が連携して児童生徒や地域にとって魅力ある学校の将来ビジョンを描かれたい」について 小野で育つ子どもたちの未来を応援することを目的に、「おのっこ未来応援隊」が組織された。直接学校の中に入って見学していただくことの活動から校長先生をはじめ先生方のご協力もあり、特認校就学制度の活用が行われています。	(教育委員会で回答)		C

No.	頁	ご意見の概要	審議会の考え方	教育委員会の考え方	対応区分
33	P15	「とりわけ中山間地域である…教育委員会が一体となって取り組まれない。」について 創立150周年を迎える小野小学校の魅力を多くの人に知っていただきたい。 移住定住策の中で、学校に行く間だけ移住したいとの希望もあります。	(教育委員会で回答)	適正化の推進による学校の統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図っていくとともに、児童生徒数の増加につながる、特認校就学制度への通学支援や移住定住策の推進などに、市長部局や教育委員会が地域と一体となって、取り組んでいきます。	C
7 その他の意見					
34		小中一貫校を前提とした教育によって転校生が取り残されないようにご配慮をお願いします。	(教育委員会で回答)	転校時の児童生徒や保護者の不安な思いに寄り添い、教育課程に関する説明や教育相談を充実するとともに、必要に応じて、地域や関係機関との連携を図っていくなど、学校全体で支援していきます。	C
35		廃校を道の駅などの商業施設や防災拠点として活用できるのではないかと期待しています。	(教育委員会で回答)	学校施設は、地域コミュニティの場や災害時の避難場所などの機能も有する施設であることから、学校統合にあたっては、地域の皆様と協議を重ねながら跡地の活用方策について検討していく必要があると考えています。	C

(案)

宇部市立小中学校の適正規模及び適正配置
について

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

(答申)

令和6年(2024年)1月

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会

目 次

- 1 はじめに
- 2 本市の将来推計人口
- 3 宇部市立小中学校の現状と将来予測
 - (1) 児童生徒数・学級数
 - (2) 学校数と配置
- 4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組
 - (1) 学校のあるべき姿
 - (2) 現状と課題
 - (3) 課題解決に向けた取組の方向性
 - (4) 学校規模・学校配置の基準
 - (5) 適正化に向けた具体的な取組
- 5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編
 - (1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編
 - (2) 中学校通学区域の個別の再編
 - (3) 規模等検討対象校の適正化
- 6 学校再編を進めるにあたっての付帯意見
 - (1) 保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり
 - (2) 児童生徒の不安解消
 - (3) 児童生徒の通学支援
 - (4) 小規模校の課題への配慮
 - (5) 計画の見直し

資料編

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 諮問書（写） |
| 資料2 | 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿 |
| 資料3 | 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会審議経過 |
| 資料4 | 令和5年度の学級数と児童生徒数 |
| 資料5 | 市立小中学校の変遷と児童生徒数の推移 |
| 資料6 | 入学時就学学校選択届出数の推移 |
| 資料7 | 施設の状況（令和4年度） |
| 資料8 | 学校の規模や配置に関するアンケート調査結果及び
市民ワークショップと中学生ワークショップで出された意見 |
| 資料9 | 令和10年度の学級数と児童生徒数予測 |

【参考】 詳細な審議経過や資料については下記に掲載があります

市立小中学校の適正規模・適正配置について

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kyouikuiinkai/1015918.htm>

1 はじめに

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、本市の人口も、平成26年(2014年)から令和5年(2023年)の10年間で年平均約1,200人ずつ減少し、今後も継続的に減少していくことが見込まれています。この人口減少が特に顕著に表れているのは、若い世代で、本市の児童生徒数においてもピーク時(昭和58年(1983年))の24,343人と比べると、令和5年(2023年)には11,341人と半数を割る状況となっています。さらに、令和10年(2028年)までの5年間で700名以上の児童生徒数が減少する推計となっています。

このような状況の中、宇部市教育委員会では、平成22年(2010年)に教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数等を示した「宇部市立小中学校適正配置基準」を策定しました。この基準に基づき、平成28年(2016年)4月には小野中学校と厚東中学校を統合した厚東川中学校を新設しましたが、見初小学校の適正配置については、協議の結果、現時点では統合しないという結論が出たところです。

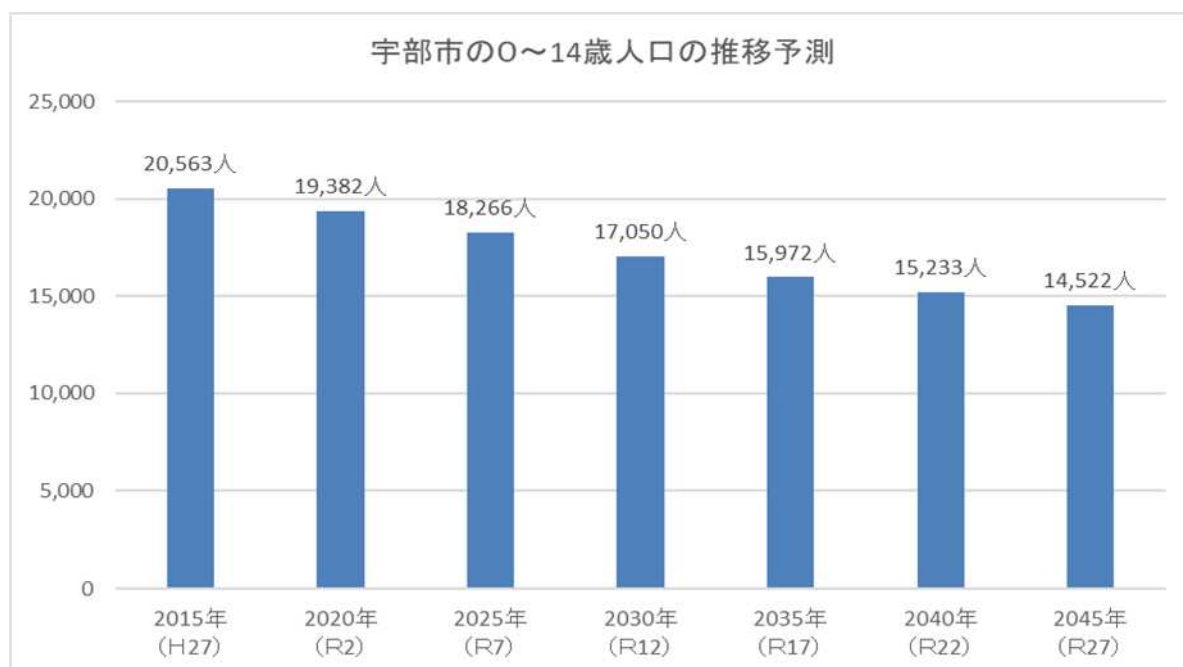
しかしながら、上述したように、児童生徒数の減少が今後も継続的に見込まれる中で、最適な教育環境を持続的に確保していくためには、これまでの配置基準を見直し中長期的な視点で適正な学校規模や通学区域を検討し、新たな学校配置を全市的に考えていく必要があります。そのため、令和4年(2022年)4月28日に「宇部市立小中学校の適正規模・適正配置」について、宇部市教育委員会から本審議会に対して諮問がなされたところです。

本審議会では、保護者や児童生徒をはじめとする市民の方々の意見を広く聴取するため、アンケート調査の実施やワークショップの開催などを行いながら審議を重ね、令和5年(2023年)1月に「最適な教育環境として将来あるべき学校の姿とその実現のために必要な適正規模など、今後の方向性」について意見を取りまとめて、中間答申として示しました。その後、具体的な適正化の方策について慎重かつ詳細に審議を重ね、提言として取りまとめたので、ここに答申するものです。

2 本市の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)3月に公表した将来推計人口では、本市の人口は令和2年(2020年)から令和27年(2045年)の25年間で32,351人の減と推計しています。また、このうち0歳から14歳までの人口は4,860人の減で、この25年間で25%減少すると推計しています。

令和2年(2020年)の国勢調査を基とする新たな将来推計において、地域別将来推計人口はまだ公表されていませんが、全国の将来推計では、0歳から14歳までの人口は、令和5年(2023年)から令和30年(2048年)の25年間においても、25%減少すると推計しており、本市においても、同様な傾向になることが推測されます。

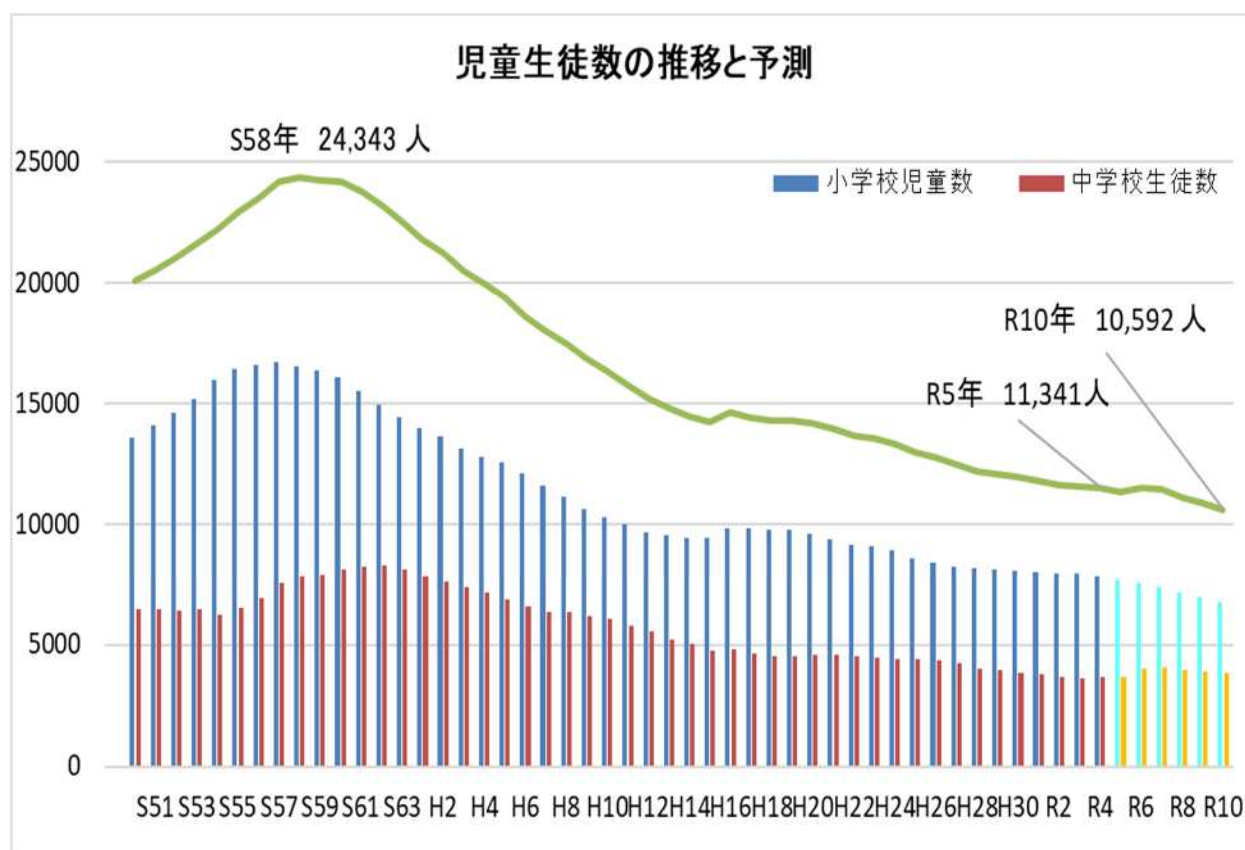


出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」

3 宇部市立小中学校の現状と将来予測

(1) 児童生徒数・学級数

本市の児童生徒数は、石炭産業の振興や第1次ベビーブームなどにより、昭和34年(1959年)に36,554人となり、昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足以来、過去最高の人数になりました。昭和40年代には炭鉱の縮小や閉山により児童生徒数は減少に転じましたが、第2次ベビーブームの影響により、昭和58年(1983年)には24,343人と2回目のピークを迎えました。しかしながら、その後は少子化の影響により児童生徒数の減少が続いており、令和5年(2023年)には、11,341人となっています。



※令和6年度から10年度までの推計値は、令和4年4月時点での推計値。
中学校の生徒数については、私立中学校への進学はないものとして推計している。

また、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しています。小学校では、低・中・高学年の隣接学年が一緒のクラスに在籍している複式学級※のある学校が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっています。(資料4)

なお、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計では、令和10年(2028年)には10,592人と昭和58年(1983年)のピーク時と比較して約56%減少し、その後も減少傾向は続くものと予測されています。

(2) 学校数と配置

昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足した当時、宇部市立小学校は10校、宇部市立中学校は7校でスタートしました。その後、石炭産業の振興やベビーブームなどによる児童生徒数の増加に対応するため、市街地を中心に小中学校の分離・開校が行われました。併せて、市町村合併による学校数の増もあり、小学校は平成16年(2004年)に現在の24校となりました。中学校は、平成16年(2004年)の楠町との合併により13校になりましたが、平成28年(2016年)4月に小野中学校と厚東中学校を統合して厚東川中学校を新設したことにより、現在12校となっています。(資料5)

また、学校の配置については、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じています。

※複式学級

児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編成ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編成する学級。

○複式学級の編成基準

小学校：2つの学年の人数が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校：2つの学年の人数が8人以下

4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組

(1) 学校のあるべき姿

宇部市教育委員会では令和4年(2022年)3月に、今後の教育の方向性や施策を示した第2期宇部市教育振興基本計画を策定しています。その計画の基本理念として『「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり』を掲げています。この理念は、変化の激しい社会の中にあっても、自らが主体的に社会にかかわりあい、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高め合っていく「共存同栄」の精神(こころ)で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すものです。

本審議会では、この理念のもと、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境として『学校のあるべき姿』を下記のようにまとめました。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び(健やかな成長)を保障できる学校

『学校のあるべき姿』の理想形

児童生徒の社会性を育むことが出来る集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校※

(2) 現状と課題

『学校のあるべき姿』に対して、現在の小中学校の教育環境を検証してみたところ、下記のような課題が明らかになりました。

《現状と課題》

- 令和2年度(2020年度)から全ての中学校区で小中一貫教育※が導入されているが、進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、学校や地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にある。そのため、接続する小学校と中学校が義務教育9年間を通して、より一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要がある。

- 通学区域が偏在している学校では、学校選択制※が導入され、通学区域の弾力化が図られているが、利用者の増加により、本来の就学校では大幅に入学者が減少している学校がある。(資料6) そのため、各学校が適正な通学区域のもとで、適正な学校規模を確保するための取組を進めていく必要がある。
- 学校規模については、令和5年(2023年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級に、また、5校がすべての学年でクラス替えのできない単学級になっているなど、全市的に小規模化が進んでいる状況にある。そのため、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要がある。
- 本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいる状況にある。(資料7) そのため、今後、施設の状況に応じて、大規模改修による長寿命化や建替による施設の更新を計画的に進めていく必要がある。

(3) 課題解決に向けた取組の方向性

確認された小中学校の課題を解決し、『学校のあるべき姿』の実現を目指していくためには、適正化の取組の方向性を定めることが必要です。本審議会では、委員により協議した結果、以下の取組の方向性を見直しの優先順位をまとめました。

①小中一貫教育の推進

各小中学校が地域の特色を活かしながら、小中一貫教育をより一層推進していくために、全市的に中学校の通学区域を見直し、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

小規模校については、メリットやデメリットを整理したうえで、児童生徒の就学環境(通学の距離や時間など)の実情を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置の検討を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新(建替え)には多額の費用を要することから、将来的な児童生徒数を見据えた計画的な整備を行う必要があるため、更新時期を踏まえて、学校の統廃合の検討を進める。

※学校選択制

通学区域の弾力化を図るため、学区の一部の自治会に居住する児童生徒が、住所地の属する学区の学校(就学校)に加えて、隣接学区の学校を選択できる制度。

また、見直しの優先順位としては、アンケート結果やワークショップでの意見において、小中学校の配置の見直しを進めるうえで、通学距離や通学時間など通学時の負担感や安全性が重視されていることから、学校が近接して集中しており、通学区域や適正配置の見直し後もこの課題の影響を受けにくい市街地地域から取組を進めていくことが望ましいと考えます。

北部地域の学校については、通学距離が市街地地域と比較して長いことや、地域と連携した教育も充実しており、アンケート結果やワークショップにおいて保護者や子どもたちの満足度も高いことから、慎重に取組を進めていくことが必要です。

(資料 8)

(4) 学校規模・学校配置の基準

上述した取組の方向性を踏まえ、具体的な取組の検討を進める際の学校規模や学校配置の基準についてまとめました。

学校規模・学校配置基準の策定にあたっては、本市の地理的状况から、学校が集中している市街地地域と分散している北部地域に分けて、検討を進めていくこととしました。なお、市街地地域と北部地域に属する地域は次のとおりです。

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外

北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

① 望ましい学校規模の基準

小中学校では、児童生徒が一定規模の人数の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境が大切です。学校の規模については、現在、国においては法令上、学校規模の標準を小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。このたび実施したアンケート等でも、国が示す12学級以上18学級以下を望ましい学級数とする回答が多くありました。その一方で、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要という意見も多くありました。このような教育環境の重要性や状況を踏まえ、本市においては、今後、児童生徒数の継続的な減少により、市内全ての学校で小規模化が進んでいくことが見込まれることや、市街地地域と北部地域の学校で地理的条件等が大きく異なっていることから、小中学校を二つの地域に区分して、地域の実情に応じた学校規模の基準が必要であると考えます。

市街地地域の小中学校については、全学年でクラス替えや、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができる1学年2学級以上（学校全体で小学

校 1 2 学級以上、中学校 6 学級以上) の学校規模を最低でも確保していくことが望ましいと考えます。

北部地域の小中学校については、児童生徒数や地理的条件等の地域の実情を考慮すると、1 学年 2 学級以上の確保は現実的に困難な状況であることから、1 学年 1 学級以上(学校全体で小学校 6 学級以上、中学校 3 学級以上)が望ましいと考えます。

《望ましい学校規模の基準》

■市街地地域の学校

- ・小学校… 1 2 学級以上(1 学年 2 学級以上)
- ・中学校… 6 学級以上(1 学年 2 学級以上)

■北部地域の学校

- ・小学校… 6 学級以上(1 学年 1 学級以上)
- ・中学校… 3 学級以上(1 学年 1 学級以上)

② 望ましい学校配置の基準

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮する必要があることから、配置の基準として、学校統合する場合の小中学校施設費の国庫負担対象の条件として定められている通学距離を基準としました。

《望ましい学校配置の基準》

- ・小学校の通学距離…概ね 4 Km 以内
- ・中学校の通学距離…概ね 6 Km 以内

(5) 適正化に向けた具体的な取組

取組の方向性と学校規模や学校配置の基準をもとに、小中学校の適正化に向けた具体的な取組を下記のとおり提案します。

■計画期間

計画期間は、児童生徒数の具体的な将来推計が可能な期間等を考慮して、1 期 10 年間とする。

■適正化の進め方

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を一層推進していくために、一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行う。

② 望ましい学校規模の確保

- 適正化の検討対象校は、5年後の令和10年度の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たしていない次に掲げる学校とする。

《市街地地域の検討対象校》

- 岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

- 厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- 検討対象校については、①の小中一貫教育の推進により見直した中学校の通学区域により、適正配置の取組を進めていくことし、将来的には学校選択制を廃止していく。
- 市街地地域の検討対象校については、半径4キロ以内に複数の学校が集中しており、老朽化が進んでいる学校もあることから、学校施設の改築・改修時期も見据え優先的に取り組んでいく。
- 北部地域の検討対象校については、現時点において、望ましい学校規模の基準を満たしていないものの、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られている。そのため、当面の間、現在の学校を維持していくが、令和10年度の時点で5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していくこととする。

③ 学校の施設整備

- 老朽化した校舎の建て替えに合わせ学校の適正配置を進める場合には、施設一体型小中一貫校※または義務教育学校の設置を目指す。
- 施設一体型小中一貫校等の新設については、中学校の通学区域内のいずれかの学校の現在地を第一候補（基本）とするが、中学校の通学区域内により立地条件の良い適当な敷地があれば、当該地への移転新設も検討していく。

※小中一貫教育 ※義務教育学校 ※施設一体型小中一貫校

- 小中一貫教育（※）とは、小中連携教育のうち、小中学校の教員がともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指す教育のこと。
- 小中一貫教育を行う学校は、独立した小中学校同士が行う「小中一貫型小学校・中学校」と1人の校長のもと、一つの学校として行う「義務教育学校（※）」に分類される。
- 施設一体型小中一貫校（※）は小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置する施設整備の一つの形態。他に、小中一貫教育を隣接敷地にある小中学校同士で行う隣接型や分離型がある。
- 小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「系統性・連続性を意識した教育」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられる。

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

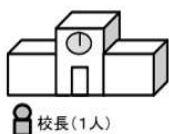
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

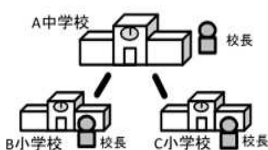
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

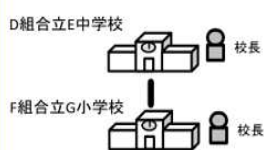
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を兼任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

※文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」(平成28年12月)より

5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編

- ・一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行う。(学校選択制が導入されており、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行う。)

進学先が分かれている小学校：常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）

鵜ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）

- ・一部の班の例外規定は廃止し、行政区（自治会区）単位での編成とする。

【中学校通学区域変更案】

学区	現在	変更案
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、 上宇部10の2区（15班、16班、17班に限る）	西岐波・常盤全区
常盤	常盤1-1区から2-8区まで、恩田・岬全区、 琴芝1区から1-10区まで	恩田・岬全区と 琴芝の一部地域
神原	神原・見初全区	神原・見初・琴芝全区(琴芝の一部地域を除く)
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く） 琴芝3区から60区まで	上宇部全区
桃山	新川・小羽山全区、 鵜の島14-1区、14-2区、57-1から57-4区まで	新川・小羽山全区
藤山	藤山全区、 鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで	藤山・鵜の島全区

【小学校通学区域変更案】

学区	現在	変更案
恩田	恩田全区	恩田全区・琴芝の一部地域
琴芝	琴芝全区	琴芝全区(一部地域を除く)

(2) 中学校通学区域の個別の再編

■西岐波・常盤中学校通学区域の再編

再編案	常盤小の児童は、全て西岐波中に進学するよう再編
再編の視点	《小中一貫教育》 ・現状、常盤小は約7割の児童が西岐波中に進学しており、西岐波中と小中連携を実施している。 《学校規模等》 ・常盤小の児童が全て西岐波中に進学した場合の西岐波中、常盤中の学級数は、各々、適正規模の範囲内である。 【課題】 ・通学距離が遠くなる生徒に公共交通機関の利用など、通学の安全を確保していく必要がある。

■神原・上宇部中学校通学区域の再編

再編案	琴芝小の児童は、神原中に進学するよう再編
再編の視点	《小中一貫教育》 ・学校選択制により、現状では、琴芝小(上宇部中に進学)と神原小(神原中に進学)を入学先に選択できる琴芝地区の児童の約7割が神原中に進学する神原小を選択している。また、将来的な施設一体型の小中一貫校の設置を考えた場合、神原中への進学が望ましい。 《学校規模等》 ・それぞれの学校の立地や学校規模、通学環境等全体的にバランスが良くなる。 ・前回の適正配置に係る協議会等の流れに沿っており、義務教育学校を目指しやすい。 【課題】 ・現在、常盤中に進学している琴芝の一部の地域については、別途配慮が必要である。

■桃山・藤山中学校通学区域の再編

再編案	鶺ノ島小の児童は、全て藤山中に進学するよう再編
再編の視点	《小中一貫教育》 ・現状、鶺ノ島小は約9割の児童が藤山中に進学しており、藤山中と小中連携を実施している。 ・藤山小、鶺ノ島小の校舎はともに老朽化しており、建て替えに合わせた施設一体型の小中一貫校を目指しやすい。 《学校規模等》 ・鶺ノ島小の児童が全て藤山中に進学した場合の桃山中、藤山中の学級数は、各々、適正規模の範囲内である。 【課題】 ・実態に即した再編ではあるが、鶺の島地域から通学する生徒の一部は通学距離が長くなるため、通学の安全を確保していく必要がある。

(3) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域】

望ましい学校規模・配置基準（P8）に沿って、児童数の将来推計に基づき、適正化を進めていくが、市街地地域については、中学校の通学区域の見直しを先行させることとし、その後、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校を設置し、新たな学校が新設された時点で統合を進めていく。

また、学校施設が新しく、近隣に大規模校もある岬小学校については、通学区域の変更により適正化を進めるものとする。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

《適正化の方向性》

- ・ 小学校のみの統合は行わず、3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせて統合を進めていく。
- ・ 施設一体型の小中一貫校の設置は、学校施設の老朽度や適切な学校規模等を見極めた適切な時期に行う。

【課題】

小中一貫校の設置までの間、さらに児童数の減少が懸念される見初小においては、小規模校の特色を生かした学校運営が必要である。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

《適正化の方向性》

- ・ 小学校のみの統合は行わず、2小1中（藤山小、鵜ノ島小、藤山中）の施設一体型小中一貫校の設置に合わせた統合を行っていく。
- ・ 藤山小・鵜ノ島小ともに学校施設の老朽化が進んでおり、早い時期での施設一体型小中一貫校の設置が望まれる。

【課題】

鵜の島地域からの通学距離が長くなるため、通学路の安全対策などの配慮が必要である。

■検討対象校：岬小学校

《適正化の方向性》

- ・ 岬小は平成28年度に校舎が新設されており、近隣の大規模校の恩田小学校との区域変更により、適正化を図っていく。
- ・ 区域変更については、学校選択制の対象区域や、恩田小に通学するより岬小に通学する方が近い区域など、通学の安全性も考慮しながら総合的に判断していく。

【課題】

区域変更実施後も、児童数は減少していくことが予測されるため、将来的には中学校区内での施設の更新に合わせた、再編を検討していく必要がある。

【北部地域】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

《適正化の方向性》

- ・ 令和10年度時点で5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が、1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していく。
- ・ 適正化の推進に際しては、市街地地域同様に小学校同士の統合は行わず、施設一体型の小中一貫校を整備したうえでの統合が望ましい。

【課題】

中学校区内のいずれかに施設一体型の小中一貫校を整備することとなった場合は、通学距離が大幅に長くなる地域があることから、児童生徒の負担が過度とならないよう通学支援が必要となる。

6 学校再編を進めるにあたっての付帯意見

小中学校の適正規模・適正配置を進めるにあたり、審議会から教育委員会に特に留意いただきたいことについて、次の通り意見をまとめました。

(1) 保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり

学校は児童生徒の学習や生活の場であると同時に地域コミュニティの場や、災害時の避難場所としての側面も有しているため、適正化の推進にあたっては、保護者や地域住民との議論を十分に行い、合意形成を図られたい。

また、本市においては現在の小学校区の単位が地域コミュニティの基礎となってきた歴史的な背景がある中で、今後進めていく小中一貫校による中学校区単位での適正化は、コミュニティ・スクールや地域づくりの在り方にも係わっていくことから、地域の中でしっかりと議論を進められるとともに、学校と地域が連携して、児童生徒や地域にとって魅力ある学校の将来ビジョンを描かれたい。

(2) 児童生徒の不安解消

通学区域の変更や学校の統合により、大きく変化する学習環境や生活環境などによる児童生徒の不安を解消するため、それまでの期間においては学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後のきめ細かなケアに努めるよう配慮されたい。

(3) 児童生徒の通学支援

通学区域の変更や、学校の統合により通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の負担が過度とならないよう、スクールバスや公共交通機関などの交通手段を活用し、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮されたい。併せて、学校・保護者・地域が連携して通学路の安全対策も強化されたい。

(4) 小規模校の課題への配慮

小規模校のまま現在の学校を維持していく間においては、少人数指導の充実や特色あるカリキュラムの提供、ICTを活用した他校との合同学習など、少規模のメリットを最大限に活かしながら、教育の充実を図られたい。

また、適正化の推進による学校統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、地域に身近な分校としての活用など、地域の実情に応じた様々な選択肢を併せて検討されるとともに、特認校就学制度※の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局、教育委員会が一体となって取り組まれたい。

（５）計画の見直し

児童生徒数の継続的な減少が見込まれる中、検討対象校以外の学校も含め、各学校の状況は年々変化していくことから、児童生徒数の推移、さらに我が国における学校教育の状況をも踏まえたうえで、計画策定後５年経過を目途に計画の見直しを検討されたい。

※特認校就学制度

自然や小規模校の良さを生かした特色ある学校運営をしている学校を特認校に認定し、特認校で学びたいという希望により、就学校を変更できる制度。